



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 緊急雇用対策による会計年度任用職員の募集について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用情勢の悪化を受け、緊急雇用対策として、影響を受けた方々を対象に、本市で勤務していただける会計年度任用職員を次のとおり募集します。任用期間は令和2年6月1日から随時で、最長で令和3年3月31日までとなります。

1 応募資格

呉市内に在住又は呉市内に勤務（勤務する予定を含む。）していた人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、次のいずれかに該当することとなった人

- (1) 解雇や雇止めをされた人
- (2) 内定取消となった人
- (3) 廃業となった人
- (4) 減収となった人
- (5) 市内雇用情勢の悪化により求職中の人

2 募集人数

30人（先着順）

3 募集期間

令和2年5月27日（水）から随時募集（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

4 採用までの流れ

- (1) 「会計年度任用職員任用申込書」を呉市総務部人事課に提出
- (2) 面接による選考
- (3) 選考結果の連絡、採用手続
- (4) 会計年度任用職員として採用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急雇用対策

呉市会計年度任用職員 募集案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用情勢の悪化を受け、緊急雇用対策として、影響を受けた方々を対象に、本市で勤務していただける会計年度任用職員を次のとおり募集します。

なお、任用期間は令和2年6月1日から随時で、最長で令和3年3月31日までとなります。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

これまでは、臨時職員や嘱託職員として任用してきた事務補助などの職種について、制度改正によって、会計年度任用職員として任用することとなります。

応募資格

呉市内に在住又は呉市内に勤務（勤務する予定を含む。）していた人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、次のいずれかに該当することとなった人

- 1 解雇や雇止めをされた人
- 2 内定取消となった人
- 3 廃業となった人
- 4 減収となった人
- 5 市内雇用情勢の悪化により求職中の人

なお、次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

募集人数

30人（先着順）

受付期間

令和2年5月27日（水）から随時募集（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

8時30分から17時15分まで

申込み方法

別紙「呉市会計年度任用職員任用申込書」を呉市総務部人事課に提出してください。提出の際に、「応募資格」を証明するもの（雇用保険受給資格者証、離職票、内定取消通知書、収入が減少したことが分かるもの等）があれば、併せて提出してください。

提出時に面接を行い（郵送の場合や都合が悪い場合は別途連絡します。）、合格の場合、令和2年6月1日から随時採用を行います。

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所総務部人事課（本庁舎4階）
電話：0823-25-3292（直通）

採用までの流れ

- 1 「会計年度任用職員任用申込書」を呉市総務部人事課に提出
- 2 面接による選考（持参の場合は原則としてその場で面接を行います。郵送や都合の悪い場合は改めて人事課から具体的な日程を連絡します。）
- 3 選考結果の連絡、採用手続
- 4 会計年度任用職員として採用

勤務条件等

任用根拠	・地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	・一般事務補助等（パソコン入力、窓口・電話対応、書類整理等）
報酬	・勤務時間によって異なります。（時給換算で922円） 【代表的なもの】 ・週35時間勤務 月額139,800円 ・週29時間勤務 月額115,900円 ※一定の要件を満たす場合、期末手当及び通勤手当があります
勤務時間	・週35時間以内の勤務時間として原則、月曜日から金曜日までの5日間で1日7時間45分以内（始業時間8時30分から終業時間17時15分の間で12時から13時までの休憩1時間含む）の時間で週4日又は5日勤務として勤務時間を割振りします。 【代表的なもの】 ・週35時間勤務（1日7時間×5日） ・週29時間勤務（1日7.25時間×4日） など
休日	・原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※勤務場所などによって異なる場合があります。
休暇	・年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	・市役所本庁舎、各事業所等
任用期間	・令和2年6月1日以降から任用開始 （最長で令和3年3月31日まで）
試用期間	・1か月
福利厚生	・健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
服務	・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されませんので、兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合等を除いては、兼業を行うことができます。

その他

- ご提出いただいた申込書やその他書類は、個人情報として厳正に取り扱います。
※申請後の申込書等については、返却いたしませんので、ご了承ください。